

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の申請主体の名称

富山県

### 2 地域再生計画の名称

とやまコミュニティビジネス等活性化計画

### 3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から概ね5年間

### 4 地域再生計画の意義及び目標

#### (1) 計画の意義

#### ( ) 本県経済の状況

富山県では、明治以来、低廉な電力や豊富な工業用水、勤勉な労働力などを生かして工業化が進められ、本県経済における製造業の割合は全国平均を大幅に上回っているが、全国的なデフレの進行や産業の空洞化等を背景に、日本海側屈指の工業県である本県においても、近年、製造業をはじめとした地域経済に停滞が見られる。

また、雇用面においては、若年者や女性など多様な就業ニーズに対応した雇用の確保、倒産・リストラなどに伴う失業対策、また、全国に比して高齢化が進展していることから介護・福祉の充実や勤労意欲の高い高齢者への就業支援などが求められている。

#### ( ) 本県のコミュニティビジネスの状況

コミュニティビジネスは、「地域住民が地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら継続的なビジネスを展開し、地域を元気にしていく事業」であり、新たな産業や雇用、高齢者等の生き甲斐創出、女性の創業等を通じて経済の活性化にも寄与する地域活動とビジネスの両面を兼ね備えた事業である。

具体的な事業としては、福祉、環境保全・リサイクル、子供の健全育成、商店街活性化、地域の子育て支援、文化・スポーツ支援、地域物産等の加工・販売、まちづくり支援など、多岐にわたるものである。

平成15年度に創設した本県制度融資「地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援資金」の利用実績をみると、介護サービス、リサイクル事業、託児事業、食品・土産品製造販売事業と、複数の分野にわたり取り組みが始まっている。

また、コミュニティビジネスは、雇用対策としても新たな分野であり、若年者・女性の就業支援にも有効であると考えられる。

( ) 本県のコミュニティビジネスの可能性

本県には、

清浄で豊かな水や恵まれた自然から得られる山海の特産物など多様な資源が存在すること

江戸時代からの伝統を引き継ぎ、全国でもトップの地位を誇る薬業や関連して発展してきた製紙、印刷など多くの産業が存在すること

老人クラブ加入率が全国一であることや、近年NPO法人の設立が急増していることなど、地域住民が組織的に活動する体制が整っていること、

女性や高齢者の就労意欲の高いこと

などから、地域住民が地域の資源を活用しながら地域の課題を解決していくコミュニティビジネスが活発に行われる土壌が存在していると考えられる。

特に、全国平均より早く少子・高齢化が進展していることから、全国に先駆けた福祉・介護分野の活動として、NPO法人による富山型小規模多機能施設（富山型デイサービス）運営が実施されており、全国にこの動きが波及している。また、これをきっかけとして、行政と民間の役割分担や相互の新たな関係を構築するものとして、住民が自発的・主体的にNPO・ボランティア活動に参加する気運が高まっており、その動きは福祉活動だけでなく、環境、まちづくり、子供の健全育成などへと広がりをみせている。

県では、こうした地域住民の活動によるコミュニティビジネスの取り組みを支援に努めているが、その支援はまだ緒に就いたところであり、本計画により、産業の活性化と雇用の創出のため、幅広い分野でコミュニティビジネスに取り組まれることを促進し、併せて、積極的な雇用対策に取り組み、地域経済の活性化を目指すものとする。

<参考>

( ) 全国

老年人口（65歳以上）	22.0%	16位	(18.5%)
高齢者就業率	23.3%	21位	(18.5%)
女性就業率	51.4%	5位	(47.9%)
老人クラブ加入率	58.6%	1位	(26.9%)
NPO法人認証数	8322	23	36 計82件

(2) コミュニティビジネス等活性化のための取り組み

コミュニティビジネスの事業主体は、個人や企業、NPO法人等と多様であり、また、求められる支援も資金、人材の確保、技術等個々のケースにより多様である。

このため、最も需要が多いであろう資金面に加え、経営、技術等の総合的な相談対応、新たに事業主体として期待されるNPO法人に対する支援など総合的な支援

策を提供することにより、コミュニティビジネスの取り組み促進を図る。

また、高齢者の就業機会の確保や、女性が仕事と家庭を両立でき働きやすい就業環境を整備するなど、雇用対策を進めることによっても、新事業が創出されやすい環境整備を図る。

( ) 資金面での支援

コミュニティファンドの形成による金融面での支援強化

ファンドを創設し、中小企業等に対する間接・直接投資や融資に係る債務保証を行う。

コミュニティ・サービス事業の活性化支援等のソフト支援

福祉、環境等コミュニティビジネスを対象とした融資制度により、資金的な支援を行う。NPO法人等中小企業者以外の者も対象とする。

創業・ベンチャースタートアップ支援事業

県内で創業しようとする者、創業間もない者を対象に、優れた事業計画に助成する。

( ) 総合的な支援

中小企業支援センターによる総合支援

中小企業やNPO法人等が、新たな分野への進出や新規に起業する場合に、経営、技術、金融等総合的な相談・指導を行う。

経営革新支援法に基づく支援

中小企業経営革新支援法に基づき、新商品開発等の経営革新に取り組む中小企業に対し、低利融資、補助金の交付などの支援を行う。

「ベンチャープラザとやま」による支援

「ベンチャープラザとやま」を開催し、新商品、新サービスなどの事業計画を有する者と、投資家・事業パートナー等との出会いの場を提供する。

NPO法人の活動を広げるため、NPO法人のTMOの主体への追加

TMOの主体に、NPO法人を追加し、地域の実情にあった街づくり活動により、中心市街地の活性化を図る。

( ) NPOの活動支援

コミュニティ・サービス事業の活性化支援等のソフト支援（再掲）

福祉、環境等コミュニティビジネスを対象とした融資制度により、資金的な支援を行う。NPO法人等中小企業者以外の者も対象とする。

NPO創造的地域活性化事業による支援

地域課題等への先駆的な取組を行うNPOに対し助成する。

( ) 積極的な雇用対策の推進

## 新産業・雇用創出モデル事業（コミュニティビジネス分野）の実施

福祉、環境等地域に貢献する分野における起業家人材の育成を通じて雇用の創出を図るため、「コミュニティビジネス（地域貢献型事業）担い手育成講座」を開催。

多様な就業ニーズに対応した雇用の確保

- ・若者就業支援センターへの支援等

若者のためのワンストップサービスセンターの設置により、効果的な就業支援を実施する。

- ・高齢者の雇用・就業機会の確保

急速な高齢化が進展する中で地域社会の活力を維持発展させていくため、各種助成金の活用促進や、シルバー人材センター事業の推進等により、高齢者の就業機会の確保を図る。

- ・女性の就業環境整備と両立支援の推進

ファミリー・サポート・センターの支部要件緩和によるセンターの設置促進などにより、仕事と家庭の両立を推進し、女性の働きやすい就業環境を整備する。

緊急地域雇用創出特別基金中小企業枠の要件緩和

緊急地域雇用創出特別基金の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直しに沿って、対象企業を拡大して実施する。

### （ ）推進体制の整備

コミュニティビジネスの促進・活性化を図るためには、幅広い分野で関係団体等との協力・連携のもと、環境整備を進めることが必要である。

このため、県庁内の関係部課においては、企業や業界の動向を十分に察知し、適切な助言指導に努めるとともに、県の横断的な組織であり、特区や地域再生など県庁を横断するような施策について検討を重ねてきた「政策企画会議」において、計画の進行管理を図るものとする。

なお、雇用対策については、県、労働局、市町村、経済団体、労働団体等の相互連携により、本県における総合的な雇用対策を推進し、雇用の創出と安定を図る「富山県雇用対策推進本部会議」においても、進行管理を行うものとする。

また、県庁内の関係各部においては、「8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」も利用しながら、県民や業界との情報交換や施策の周知などに努めるものとする。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

### （1）社会的効果

コミュニティビジネスは、地域住民が地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら継続的なビジネスを展開し、地域を元気にしていく事業であり、新たな産業や雇用、高齢者等の生き甲斐創出、女性の創業等を通じて経済の活性化にも寄与する地域活動とビジネスの両面を兼ね備えた事業である。

このため、コミュニティビジネスを促進することにより、以下の様々な効果が期待される。

( ) 地域問題へのきめ細かい対応

従来の行政や企業では解決できなかった地域社会の問題について、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が可能になる。

県内にはNPO法人が82団体設立（H16.3.31現在）されており、各団体がそれぞれの特色を生かした活動を展開することにより、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が期待できる。また、TMOの主体に位置付けられることにより、地域の核として重要な役割を担う中心市街地の活性化の促進が期待される。

( ) 住民生き甲斐創造

住民がコミュニティビジネスの活動を通じて地域の問題解決に貢献することで、個人の働き甲斐や生き甲斐を生み、自己実現を図ることができ、さらには人的ネットワークの創造が可能となる。

( ) 地域産業の活性化

コミュニティビジネスは、原材料、労働力、技術・ノウハウなど、地域の固有資源を活用して、事業を展開することから、地域産業の活性化につながる。

( ) 雇用の創出

コミュニティビジネスは、今までの企業の担い手とは視点の異なる、生活者の視点に立った高齢者、女性、学生、フリーターなど、地域の新しい担い手による創業活性化が期待できる。

( ) 地域経済の自立を促進

コミュニティビジネスは、住民の個別多様なニーズに応え、地域での人材交流や経済交流を促す接点としての役割を果たすことから、個人や地域の潜在力を生かし、個人や地域の実情に沿った形で、地域経済の自立を支援する効果が期待できる。

( 2 ) 計画の目標

県では、5年間の計画期間中、4(2)の支援策を活用しながら、幅広い分野のコミュニティビジネスの創業と新規雇用者の増に向けて取組を進める。

なお、コミュニティビジネスは多岐にわたるため、その創業数すべてを把握することは困難であるが、本県制度融資の過去の実績に基づき次の数値目標を設定し、計画の進捗状況の把握と、成果の評価に努める。

県制度融資、投資制度を活用するコミュニティビジネス事業数 100件

県制度融資を活用した数は、平成15年10月～16年3月で6件であるが、各種支援策の活用により、年平均67%の増を目標とする。

#### 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

204003

コミュニティ・ファンドの形成支援

204004

コミュニティ・サービス事業の活性化支援

211015

TMOの主体としてNPO法人を追加

209001

緊急地域雇用創出特別基金中小企業枠の要件緩和

209002

若年者向け就業支援センターへの支援等

209004

ファミリーサポートセンターの支部要件緩和

#### 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

4(2)及び7に掲げる支援策のほか、次の関連施策を積極的に活用することにより、コミュニティビジネスの促進を図る。

##### (1) 小規模企業対策事業の活用

商工会議所及び商工会において、管内の小規模事業者の事業支援や創業支援などを行う。(地域中小企業支援センター事業を含む。)

##### (2) 元気ベンチャー創出事業及び起業者招へい事業の実施

大学生を対象としたベンチャー企業の見学会、高校生を対象とした起業体験の講演により、若者のチャレンジ精神を涵養する。

##### (3) 県制度融資の活用

福祉のまちづくり資金

高齢者、障害者等に配慮した施設の整備を行う中小企業並びに高齢者又は障害者を中心とした会社の設立又は事業所の設置を行う者への低利融資

福祉の環境づくり資金

高齢者、障害者等に配慮した施設の整備を行う大企業、医療法人、学校法人等に対する低利融資

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項  
なし

1 支援措置の番号及び名称

番号：204003（全国、総務省所管）  
名称：コミュニティ・ファンドの形成支援

2 支援措置を受けようとする者

県（ファンドの財源支援）、中小企業（ファンドによる支援）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 概要

総務省が制定する要綱に沿ってコミュニティ・ファンドを形成し、コミュニティビジネスに投資や債務保証を行うもの。

なお、以下については、平成15年度から特別交付税において措置されており、平成16年度以降においても引き続き改正された省令に沿って手続きを行う。

- ・県から財団への出資財源としての地方債に係る償還金利子
- ・間接・直接投資対象事業者の選定・審査を行う委員会運営経費

ファンドの概要

県から（財）富山県新世紀産業機構へ出資し、ファンドを造成する。

- ・ファンド名 「富山県中小企業総合支援ファンド」
- ・規 模 2億円（平成16年度当初予算）

ファンドの機能

ア 知事が認める「富山を元気にする中小企業（県民に貢献する企業）」に対し、株式取得・社債引受による間接・直接投資

イ 県の地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の補償の対象とならないNPO法人等に対する債務保証

(2) 実施期間（スケジュール）

平成16年5月	ファンドの要綱策定
6月	ファンド造成、審査委員会設置 以後、債務保証随時受け付け 投資先選定
平成17年3月	地方債発行

1 支援措置の番号及び名称

番号：204004（全国、総務省所管）

名称：コミュニティ・サービス事業の活性化支援

2 支援措置を受けようとする者

県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県制度融資「新産業・ベンチャー創出支援資金地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠」により、コミュニティビジネスの取り組みに対し支援する。

なお、平成15年度から県預託金に関する経費が特別交付税で措置されており、平成16年度以降においても、引き続き措置された省令に沿って手続きを行う。

概要

福祉、環境、特産品の加工・販売などのコミュニティビジネスを営む者で、一定の要件を満たす者に対する融資を行う。

従来の融資制度とは異なり、NPO法人、創業者（予定者を含む。）等中小企業者以外の者も対象とする。

資金の内容

平成16年度新規融資枠 6億円（協調倍率 3倍）

平成16年度県預託見込額 220百万円（新規200百万円、継続20百万円）

資金使途 設備資金、運転資金

融資限度額 2,000万円

融資利率 年1.65%

融資期間 設備 7年以内、運転 5年以内

4 融資及び預託予定

年度間随時

## 1 支援措置の番号及び名称

番号：211015（全国、経済産業省所管）

名称：TMOの主体としてNPO法人を追加

## 2 支援措置を受けようとする者

NPO法人

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

### （1）概要

地域住民のニーズにきめ細かに対応するコミュニティ・サービス事業の活性化は、地域のコミュニティ活動や地域の経済を活発化させ、ひいては街全体が活性化していくなど元気な街づくりにつながる効果が期待される。

このため、政令改正が行われた際に要件に沿ってTMOの主体にNPO法人を追加し、NPO法人の活動範囲を広げ、街づくり活動を行うに当たって、地域の実情にあった組織の選択を可能にすることにより、中心市街地の活性化を図る。

### （2）実施期間

現在、NPO法人をTMOにすることを検討している自治体があり、具体的なスケジュールは、今後、その検討を踏まえて決定される。

### （3）事業内容

具体的な内容は、自治体がTMOを設立する際にTMO構想として策定される。

### （4）県としての支援内容

NPO法人がTMOの主体として事業を進めるに当たり、県では以下の順で設立支援手続きに対する助言・指導及び資金的な支援を行うこととしている。

NPOの設立促進

- ・ボランティア総合支援センターの活動支援によるネットワーク拡大、新団体設立の促進
- ・設立予定者への助言・指導

NPO法人設立の認証

TMOが実施する事業に対する補助

・「富山県商業等活性化総合支援事業」により、TMOが行う商業活性化に向けた事業に対して、ハード、ソフトの両面から助成する。

1 支援措置の番号及び名称

番号：209001（全国、厚生労働省所管）

名称：緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し

2 支援措置を受けようとする者

富山県、市町村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 概要

地域における中小企業や労働者の雇用環境の改善を推進するため、緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直しに沿って、対象中小企業の拡大を通じて、一層の雇用の維持・安定を図る。

(2) 実施期間

平成16年4月～平成17年3月

(3) 事業内容

県及び市町村において、「中小企業特別委託事業の見直しについて」(平成16年2月27日付け厚生労働省発職第0227002号厚生労働事務次官通知)に沿って、委託対象企業を拡大して実施し、県市町村が一体となって、中小企業の雇用改善を図る。

県事業

平成16年度当初予算で実施予定事業として、5部10課計212百万円を計上済であり、各課の実施準備が整い次第、順次事業を開始する予定である。

市町村事業

基金を活用した事業を実施する市町村に対し、所要額を県から補助金として交付するものであり、平成16年度当初予算で707百万円を計上済である。

現在7市町村で活用が見込まれており、今後、さらに他の市町村にも活用を働きかけることとしている。

1 支援措置の番号及び名称

番号：209002（全国、厚生労働省所管）

名称：若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保

2 支援措置を受けようとする者

富山県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 概要

地域における若年者の雇用環境の改善を推進するため、若年者のためのワンストップサービスセンターにおいて、「若年者地域連携事業」委託の積極的な活用とハローワークの併設により、若年者に対して総合的に雇用関連サービスの提供を行い、効果的に就業支援を実施する。

(2) 実施期間

平成 16 年 4 月 富山県若者就業支援センターの設置

平成 16 年 7 月 窓口サービスの開始

(3) 実現される設備や施設

窓口業務を実施するセンター設置（富山市内）

(4) 事業内容

- ・若年者のためのワンストップサービスセンターの設置
- ・運営及び若年者地域連携事業の実施（併設ハローワークによる職業紹介の実施と、若年者の就業促進を推進するための各種雇用関連サービス事業の実施）

1 支援措置の番号及び名称

番号：209004（全国、厚生労働省所管）

名称：仕事と家庭両立支援事業特別援助事業補助金によるファミリー・サポート・センターの支部の設置要件の緩和

2 支援措置を受けようとする者

特例措置を受けてファミリー・サポート・センター支部を設置する市町村

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 概要

富山県においては、市町村合併に向けた取り組みが複数進められており、市町村の面積や人口が増大する可能性が高くなっている。

市町村合併が進められた場合でも、県内各地において、富山市・高岡市といった都市部と同じような、きめ細かな行政サービスの提供が行われるようにするため、支援措置の要件に沿って、市町村合併をした10万人未満の市町村にもファミリー・サポート・センター本部・支部の設置促進を行う。

(2) 実施期間

平成16年6月 ファミリーサポートセンター設置のためのPRの開始

以降 ファミリーサポートセンター設置に向けて、市町村合併の動向も踏まえながら、個別協議を行う

(3) 実現される設備や施設

ファミリー・サポート・センターの本部及び支部の設置